

## 会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会		
開催日時	令和6年2月13日(火) 13:30~14:47		
開催場所	横須賀市消防局 三浦消防署 4階会議室		
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	◎高根沢奈津子、野間俊行、清水佳子、千代美和子、河野匡孝、三冨淳、金 明夫、笹谷月慧、萩原幹子、樽井彰子、市川壽一、菊池 尚、佐藤弘朗、越川紀久雄、平田伸一(代理:新井)、笠井熱史(代理:宮本)		
次回開催予定日	令和6年7月下旬 予定(事務局 葉山町)		
問い合わせ先	所属名、担当者名 三浦市保健福祉部高齢介護課 鈴木 電話番号 046-882-1111(内線 352) メールアドレス hoken0201@city.miura.kanagawa.jp		
会議記録	発言記録・要約	要約した理由	
内 容	<p>● <b>開会</b></p> <p>(会 長)</p> <p>ただいまから令和5年度第3回横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催いたします。</p> <p>● <b>協議会の成立要件</b></p> <p>(会 長)</p> <p>本日の協議会ですが、定員24名のところ16名の御出席をいただき、設置要綱第8条第1項により、委員の過半数が出席しているので協議会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>なお、横須賀市民生委員児童委員協議会常任理事、薬袋委員、鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課長、萩田委員、逗子市民生委員児童委員協議会会長、坂口委員、三浦市保健福祉部福祉課長、浜脇委員、葉山町社会福祉協議会事務局長、中野委員、葉山町福祉部福祉課長、内田委員、横須賀市障害者団体連絡協議会副会長、浅羽委員、神奈川県個人タクシー協会理事長、小松委員からは事前に欠席の旨、御連絡をいただいております。</p> <p>また、国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官、平田委員の代理で新井様、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長、笠井委員の代理で宮本様に御出席をいただいております。</p>		

● 会議の傍聴及び公開について

(会 長)

本日、傍聴の方はお越しになりませんでしたので、傍聴者なしで会議を進めたいと思います。

協議会の議事は原則公開とされております。会議記録は、会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第5条により、会議終了後に審議速報及び会議記録を公開することとなっております。そのため、本協議会では、会議記録作成のために録音させていただきます。発言は必ずマイクでお願いいたします。

● 会議の進め方について

(会 長)

次に、本日の会議の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

(三浦市事務局)

それでは、本日配付いたしました資料について確認をさせていただきます。

本日、皆様の席上に配付しておりますのは、次第と委員名簿、座席表、それから、横須賀市から一部資料の差し替えということで提供いただいています。

以上4点になりますが、皆様、お手元にございますでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、本日の会議の進め方について御説明します。

本日は、合意を要する協議事項としまして、新規申請が2件、更新申請が1件ございます。

次に、合意を要しない報告事項といたしまして、軽微な変更について横須賀市から1件、逗子市から1件、三浦市から1件、報告をさせていただきます。

次に、事務局から廃止団体の報告をさせていただきます。

最後に、横須賀市より1件報告事項がございます。

以上です。

(会 長)

ただいま説明のありました会議の進め方については、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、本日の会議については、ただいま事務局から説明があった

とおりに行ってまいります。

**● 議題 申請書の協議について [自家用有償旅客運送の新規・更新申請]**

(会 長)

それでは、次第 1、議題の申請書の協議について[自家用有償旅客運送の新規・更新申請]についてに移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

(三浦市事務局)

今回の新規申請は、横須賀市の特定非営利活動法人ハッピーライフやすらぎと特定非営利活動法人たけのこ会の 2 件です。

そして、更新申請は、三浦市の特定非営利活動法人歩の 1 件です。

(会 長)

それでは、特定非営利活動法人ハッピーライフやすらぎの方、横須賀市事務局の方は説明席に御着席願います。

(横須賀市事務局)

皆さん、こんにちは。横須賀市障害福祉課の白石です。どうぞよろしくをお願いします。

今日、1 件目の事業所、ハッピーライフやすらぎから理事長の宅間さんと事業担当の谷口さんにお越しいただいていますので、一緒に同席させていただきます。よろしくをお願いします。では、座って説明させていただきます。

それでは、資料の冒頭に、福祉有償運送の新規登録申請の概要を 1 枚の表面・裏面でまとめたものがございますので、そちらに沿って説明をさせていただきます。

では、特定非営利活動法人ハッピーライフやすらぎの新規登録申請について御説明いたします。

まず 1 番、運送主体は特定非営利活動法人ハッピーライフやすらぎ、代表者は宅間大氏です。主たる事業所の所在地は横須賀市根岸町 4-1-4 です。定款、登記事項の証明書等につきましては、添付した資料のとおりとなります。

次に、運送の区域ですが、横須賀市です。

次に、旅客から収受する対価ですが、運送の対価は 1 キロメートルごとに 100 円。運送の対価以外の対価は、送迎料金 200 円となっております。複数乗車の有無はあります。

次に、運送しようとする旅客の範囲ですが、添付した資料のとおりとなります。現在の登録利用者は16人となっております。

次に、法令遵守ですが、当該法人の役員全員、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。

次に、使用車両台数ですが、福祉車両が1台、セダン型車両が2台、合計3台となっております。所有車両は1台、持込車両は2台となっております、使用に関する契約を書面で行う予定です。

次に、運転者ですが、運転者は3人おりました、講習受講の状況ですが、運転者3人が所定の福祉有償運送運転者講習及び介護職員等研修を修了しており、各講習の修了を確認できる資料を添付してございます。

次に、運行管理・整備管理の体制、事故処理連絡体制、苦情対応体制については、それぞれ運行管理マニュアルにより適切な管理や整備等を行っております。

次に、損害賠償措置につきましては、保険証書の写しを添付しており、適切な措置が取られております。

それから、事前に質問をいただいた部分がございます、表面の3番、旅客から収受する対価で、複数乗車有りとなっております、御質問いただいたのが、複数乗車は何名で行うのか、あと、頂く費用はどういう考えでいるのかという御質問をいただきまして、車両が軽自動車ということがありますので、複数乗車は利用者2名までということで運営する予定です。2名からそれぞれ運送の対価を頂き、迎車する場合、200円はその2名で折半するという予定でおりますので、改めて回答させていただきます。

以上のとおりでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

ただいま横須賀市の事務局の方から特定非営利活動法人ハッピーライフやすらぎの新規申請につきまして説明がございました。本件について質問等ございますでしょうか。

市川委員、お願いします。

(市川委員)

1点だけ確認させていただきたいんですが、質問させていただいた御回答の中に、5.5キロの場合、1名550円というふうにあったんです

けれども、今の申請書ですと1キロ当たり100円になっているかと思うんです。1キロ100円の場合には、5.5キロでも500円、もし100メートル10円という制度でしたら550円になるかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

(事業者)

お答えさせていただきます。

1キロ100円ということで、5.5掛ける100、例えば3.2キロだったら3.2掛ける100という形で、四捨五入とかいうことをせず、そのままのキロ数で、掛ける100ということで計算するというようにしております。ですから、1キロ100円という表示がおかしいのであれば、それを訂正させていただいて、訂正したほうが良いようならばそのところをまた訂正させていただきます。

(会長)

市川委員。

(市川委員)

ありがとうございます。

今のでしたら100メートル10円のほうがよろしいかと思えますけど。

(事業者)

では、そうさせていただきます。

(会長)

ほかには御質問等ございますでしょうか。

ではこれ、今市川委員から御指摘のあったとおり、100メートル10円というふうに一部修正することを条件に、協議が調ったということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、特定非営利活動法人ハッピーライフやすらぎの方、ありがとうございます。退席していただいて結構です。

横須賀市事務局の方はそのまま御着席お願いいたします。

(会長)

続きまして、特定非営利活動法人たけのこ会の方は説明席に御着席お

願いいたします。

(横須賀市事務局)

本日、特定非営利活動法人たけのこ会の伊藤理事長に来ていただいていますので、一緒に席に座らせていただきます。

それでは、特定非営利活動法人たけのこ会の新規登録申請について御説明いたします。

こちら資料の冒頭に概要をつけておりますので、これに沿って説明をさせていただきます。

まず1番、運送主体ですが、特定非営利活動法人たけのこ会で、代表者は伊藤大郎氏です。主たる事業所の所在地は横須賀市上町3-42-57です。定款、登記事項証明等につきましては、添付した書類のとおりとなります。

次に、運送の区域は横須賀市と三浦市です。

次に、旅客から収受する対価ですが、運送の対価は1キロメートル当たり60円です。運送の対価以外の対価はありません。複数乗車の有無はなしです。

次に、運送しようとする旅客の範囲ですが、本日、資料1を差し替えさせていただきました。これも事前の御質問、意見をいただきまして、当初、イの身体障害者とトのその他の障害者としていましたが、トに該当する利用者が現在いない中で、トを範囲に入れるのはどうなのかという御指摘をいただきましたので、イの身体障害者のみを対象とし、今後利用者が変更する場合は変更の届を出すという形で進めていきたいと考えています。なお、現在の登録利用者は、全員が肢体不自由の身体障害者21人となっております。

次に、法令遵守ですが、当該法人の役員全員、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。

次に、使用車両台数ですが、福祉車両が2台、セダン型車両が1台の計3台となっております。全て法人所有のため、契約関係はございません。

次に、運転者ですが、運転者は1人で、講習受講の状況ですが、所定の福祉有償運送運転者講習及びセダン等運転者講習を修了しており、各講習の修了を確認できる資料を添付してございます。

次に、運行管理・整備管理の体制、事故処理連絡体制、苦情対応体制については、それぞれ運行管理マニュアルにより適切な管理や整備等を行っております。

次に、損害賠償措置につきましては、保険証書等の写しを添付してお

り、適切な措置が取られております。

以上のおりでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

ただいま横須賀市事務局の方から特定非営利活動法人たけのこ会の新規申請につきまして説明がございました。本件につきまして質問等ございますでしょうか。

ないようですので、それでは、特定非営利活動法人たけのこ会の新規申請につきましては、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、特定非営利活動法人たけのこ会の方、ありがとうございました。退席していただいて結構です。

(会 長)

続きまして、特定非営利活動法人歩の方、三浦市事務局の方は説明席に御着席をお願いします。

(三浦市事務局)

皆さん、こんにちは。三浦市高齢介護課の鈴木と申します。

そして、こちらは特定非営利活動法人歩の飯島理事長になります。

本日は、三浦市から更新の申請を1件お出ししております。

着座にて説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

特定非営利活動法人歩の更新申請になります。資料は既に皆様にお届けしております更新申請書類一式でございまして、今回は現在の登録内容と変更のない更新申請になっております。概要を記載しました両面刷りの資料を御覧ください。

1番の運送主体ですが、特定非営利活動法人歩、代表者は飯島徳貴氏です。主たる事務所の所在地は三浦市南下浦町上宮田898番地5。定款や登記事項証明書等については、添付のとおりでございます。現在の登録期間満了日は令和6年8月26日となっております。

次に、2番の運送の区域についてですが、この運営協議会内で申し上げますと三浦市、横須賀市、葉山町、逗子市、鎌倉市となっており、他の地域として相模原市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、横浜市がございまして。前回の更新時と変更はございません。

3番の、旅客から収受する対価についてですが、運送の対価は1キロ

メートル当たり、特大車については150円、特大車以外については100円。運送以外の対価は、待機料が15分当たり300円、迎車料が1回につき300円など、資料のとおりです。複数乗車はありとなっており、こちらも全て前回の更新時と変更はございません。

4番の、運送しようとする旅客の範囲ですが、添付の資料のとおりとなります。現在の登録利用者は79名で、その内訳を区分で申し上げますと、イ身体障害者、ニ要介護認定者、ホ要支援認定者、トその他となっておりますが、過去にはロの精神障害者、ハ知的障害者、ヘ介護チェックリスト該当者の登録利用者もおり、今後も、登録利用者があった場合には積極的に引き受けてまいりたいとの希望があり、今回もこれまでと同様、それらを含めた更新申請を希望しております。

資料裏面に移りまして、5番、その他（1）の法令遵守については、当該法人の役員全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。

次に、（2）の必要な車両ですが、全体で福祉車両が6台、セダン型車両が8台、合計14台となっております。後ほど、軽微変更の御報告をさせていただきますが、合計台数に変更はないのですが内訳に変更がありまして、福祉車両が1台減、セダン型が1台増しております。所有している車両は6台、持込車両が8台で、契約状況は、使用に関する契約が書面で行われております。

次の（3）、運転者の確保です。運転者は全体で16名おり、そのうち第二種運転免許取得者は14名になります。研修の受講状況としては、福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習を2名が受講しているなど、資料のとおりになります。

続きまして、運行管理体制、整備管理体制、事故処理連絡体制、苦情対応体制については、それぞれ運行管理マニュアルにより適切な管理や整備等を行っております。

最後に、（7）損害賠償措置につきましては、保険証書の写しを添付しておりますが、適切な措置が取られております。

以上のとおりでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

（会 長）

ありがとうございました。

ただいま三浦市の事務局の方から特定非営利活動法人歩の更新申請につきまして説明がございました。本件につきまして御質問等ございますでしょうか。



菊池委員、お願いします。

(菊池委員)

あくまでも意見です。

必ず申し上げているんですけども、運行管理体制、ドライバー兼任だと、いざというときにできますかという話をしています。

飯島さん、代表者が全て兼任ということですが、ドライバーの登録もされて、ドライバーはしないということなんでしょうけれども、やはり、飯島さんが運転しているときに事故があった場合、全部自分でやるのか。

あるいは、飯島さんに対する苦情処理体制は飯島さんが受けると、これ、矛盾がありますよね。

本当に二、三台、数人でやっている規模のNPOさん、団体さんもあって、全部兼任の方もいらっしゃいますが、歩さんの場合は本体は非常にそれなりのボリュームでやられているので、必ずほかの団体にも申し上げているんですけども、やはりそこは運行管理体制を整理していただいて、ドライバー兼任でなくできる体制を今後お願いしたいと思います。

以上、意見です。

(事業者)

いいですか。

(会長)

はい。

(事業者)

歩の飯島です。10年振りぐらいに出席したんですけども。

実はうち、10年前から事業用ナンバーも持っていて、運行管理者8人いるんですね。

で、24時間365日、運行管理者がいますので、今、白ナンバーのところという私になっていますが、常時運行管理者が2人いて、営業用ナンバーの者と白ナンバーの者といますので、そのところは御安心いただければと思います。

(菊池委員)

人がいないんならこれで仕方がないと思いますけれども、それができる体制であれば、そういう資料に直していただくべきじゃないんです

か。

運行管理体制全部、飯島さんのお名前になっていて、ほかに兼任できる方がいたら、全て苦情処理を受ける人、代務者ですかね、担当者、事故処理の担当者、そのお名前に書類上直していただければと。

(事業者)

これは営業用ナンバーも兼ねてもいいんですか。

(菊池委員)

それは私のほうは……。

(事業者)

その辺の質問の先がない。

(菊池委員)

最近は状況が大分変わってきていると思いますけれども。

ごくごく最近、これから春に向けていろいろ法改正になっていく中でいろいろあると思いますが、むしろ、それだけの体制であれば飯島さんがドライバーを外れればよろしいんじゃないですか、1つはね。

もしくは、できるのであれば、そういう体制でいってほしいですし、書類上書けないけれども緑ナンバーの人が対応しているとなると、この場合は、はいそうですかとは言えないですね。

現実的なところ、電話番号ぐらいはいろんなことがあるでしょうけれども、電話を取って苦情処理に移る、もしくは事故対応をしていくとなると、やっぱり、せめて最初の体制自体はきちんとしていただいたほうがいいと思います。

少ない体制でやむを得ないというのと、それなりに全体で約20台以上、30台近くあるんですか、会員さんも約80名、決して小さな団体じゃないので、できたらそれを期待したいと思います。

よろしくお願いします。

(事業者)

分かりました。

(会長)

ありがとうございました。

ほかに御意見等はございますでしょうか。

今、菊池委員から御意見いただきましたけれども、内容としましては

協議が調ったということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

(事業者)

1つ、質問していいですか。

(会 長)

はい、どうぞ。

(事業者)

今回、うち、8月で実は更新なんですけれども、このタイミングじゃないと間に合わないからということでこのタイミングで出しているんですが、4月から変わって運賃が8割となりますよね。この横・三地区からは情報来ていないんですが、横浜市からはもう既に来ているんですけれども。

(新井委員代理)

そうですね。

(事業者)

8割までオーケーですよ、4月から。

(新井委員代理)

そうですね。

(事業者)

これ、もう一回、次の協議会にかけなきゃ駄目ですか。

(会 長)

新井委員代理、よろしいでしょうか。

(新井委員代理)

そうしましたら、関東運輸局、私、新井と申します。私のほうから答えさせていただきますが、12月28日の通達の改正で、8割まで協議が調えば、運送の対価を収受できるというふうにはなっているんですが、一旦この内容で協議のほうを今回届けた場合は、再度そこから変更される場合はまた協議に諮っていただく必要はございます。よろしいでし

ようか。

(事業者)

その辺は、横浜市の協議会とか相模原の協議会は早く来るんですけども、横・三地区は全然情報が来ないんですけども、何かそういう、早く連絡をくれるシステムはないんですか。

たまたまうちは横浜とか相模原からもらっているから、ナンバープレートに乗務員証の撤廃とかああいうのも来ていますけれども、横・三地区、何にも連絡もらえないから、調べようがないんですよ。

協議会の後の議事録を見ても遅いじゃないですか。

事前に事前に情報を、せっかく協議会があるのに、回していただくことはできないんですか。

(新井委員代理)

こちらのほうからも市町村さんに情報提供するという連絡を今後早めるですとか、国としての対応は検討してまいります。

(事業者)

ある意味、協議会にこうやってかける意味というのは、事業者としては死活問題です。だから8割とかになるわけですよ。

今回、新規とかいきますけれども、廃業している事業者は結局、やり切れない、やっていけないから廃業していくというパターンが多いと思うんです。

5割が8割になるというのは、普通の一般タクシーもそうだと思うんですけども、運賃値上げというのは非常に、事業者としては重要なことだと思うんですね。

やめるかやめないか、それともこのまま存続できるのかというところなのに、その情報が遅いというのは、せっかくのこんな立派な協議会があるのにもらえないというのは、厳しいですよ。と思うんですけど。

(会 長)

お答えがあれば。

(新井委員代理)

分かりました。国としても情報展開のほうは早くするように努めます。

(三浦市事務局)

当協議会の事務局長をしています高齢介護課の藤田と申します。今の御意見、ありがとうございました。

関東運輸局様のほうからも情報提供のお話がありましたので、各市町に速やかに情報提供できるように努力いたしますので、その点、また情報提供の機会になりましたら御連絡させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(事業者)

ちなみにですけれども、それが分かっていたら、今回のケースで8割に持って行って8月の更新とかしていたわけですよ。書類作ったのは1月なわけだから。12月には通達が出ていて、だったら、うち、運賃改正出して、2回も協議会にかけなくて、今回の一発で済んだわけですよ。

(三浦市事務局)

おっしゃるとおりですね。

(事業者)

それが、次の協議会は7月とかですよ。7月とかで間に合わないから、わざわざ2月に繰り上げてうちは更新を出しているわけだから、半年間損するわけじゃないですか。情報が出てないんだったらしょうがないですけれども、情報出ているのに、くれないのはどういうことですかというのは。せっかく立派な協議会があるのに。

(菊池委員)

お気持ちはごもっともだと思いますけれども、これ、福祉有償運送ですので、我々の緑ナンバーと一緒にしちゃいけないですが、我々は別に、情報をもたらってくるわけではなくて、業界団体とかいろんな組織の中で回ってくることはあります。

ただ、国の少なくとも法改正というのは、教えてくれるものじゃなくて、自分で調べるものですから。

特に、去年のもう夏ぐらいから有償運送に関わる変化は著しくて、マスコミ等もいろいろ、新聞とか一般のメディアにも出ていると思うので。

特に横・三の場合は、各市町村持ち回りの事務局ですから、決して国の機関じゃないので、あまりレベルの高いことを求められても、受け身だけではなく情報を取りに行かないと始まらないと思いますよ。

我々はですので、皆さんにそこまでお願いして……。

(事業者)

もちろんうちもやっていますよ。

(菊池委員)

でしょう。

でしたら、それを三浦市に確認する、あるいは支局なり県なり、直接確認されるすべもありますから、できたら事務局から情報を出してほしいのももちろんですけども、その辺にされといたらいかがかと思えます。よろしくお願ひします。

(会 長)

ありがとうございました。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、特定非営利活動法人歩の方、ありがとうございました。

退席していただいて結構です。

三浦市事務局の方もお席にお戻りください。

ありがとうございました。

(三浦市事務局)

ありがとうございました。

**● 報告(1)変更届出書について〔自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出等〕(軽微変更)**

(会 長)

続きまして、次第2、報告(1)〔自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出等〕に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

(三浦市事務局)

変更届出書につきましては、協議会の合意を必要としない軽微な変更の報告になります。

事前に委員の皆様にお送りした資料、横須賀市1件、逗子市1件、三浦市1件について報告します。

(会 長)

それでは、横須賀市事務局の方は自席から報告をお願いします。

(横須賀市事務局)

横須賀市介護保険課の茂木と申します。

着座にて説明させていただきます。

報告書、1枚おめくりいただき、三浦半島高齢者福祉事業所からの軽微変更についてです。

内容は、車両台数の変更についてとなります。

資料は、もう1枚おめくりいただきまして、自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書の2ページ目、(5)を御覧ください。車両台数についてですが、変更前は合計18台、うち軽自動車15台でしたが、変更後は合計22台、うち軽自動車16台となります。具体的にはセダン等車両の台数増加で、セダン等の所有車両台数が1台増加、持込車両が3台増加となっています。持込車両の3台のうち、1台は軽自動車です。

以上が、三浦半島高齢者福祉事業所からの軽微変更でございます。

(会長)

ありがとうございました。

この件について、御質問等ございましたらお願いいたします。

御質問ないようですので、次に、逗子市の事務局の方、お願いいたします。

(逗子市事務局)

逗子市高齢介護課の血脇と申します。着座にて説明させていただきます。

逗子から軽微な変更1点を報告いたします。

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさんに関しまして、表紙を1枚めくっていただいたところに市宛ての登録事項変更届出書、そして、もう1枚めくっていただいたところに関東運輸局様宛ての登録事項変更届出書がございます。

変更内容は、セダン車1台の入替え及び、セダン車1台軽自動車から普通車への入替えとなっております。現在、セダン車は合計11台、そのうち6台が軽自動車となっております。

以上です。

(三浦市事務局)

事務局から補足で、ただいまのワーカーズ・コレクティブくるまやさんの件なんですけれども、今回は軽微な変更で協議事項ではないので、

越川委員には着席してもらってよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

では、越川委員は着席のまま、よろしく申し上げます。

(会 長)

この件につきまして、御質問等ございますでしょうか。

御質問ないようでしたら、次に、三浦市の事務局の方、お願いいたします。

(三浦市事務局)

三浦市高齢介護課の鈴木です。

着座のまま失礼いたします。

資料は、右肩に「報告」と記載がある三浦市からの資料になります。

特定非営利活動法人歩からの軽微変更について御報告申し上げます。

事務所ごとに配置する自動車の数及びその種類ごとの数の変更になります。合計の台数に増減はないのですが、内訳に変更がございまして、複数ある事務所のうち、歩三浦内で車椅子車が1台減、セダン等が1台増となっております。

以上です。

(会 長)

ありがとうございます。

この件について、御質問等ございましたらお願いいたします。

御質問ないようでしたら、以上で報告（1）を終了いたします。

#### ● 報告（2）自家用有償旅客運送廃止届出書について

(会 長)

それでは次に、報告（2）自家用有償旅客運送廃止届出書について、事務局から報告申し上げます。

(三浦市事務局)

廃止届出書につきまして事務局から御報告いたします。

廃止届出書については、横須賀市の特定非営利活動法人アイワンから令和5年11月6日付で1件廃止届が提出されております。

以上、報告を終わります。



(会 長)

ただいまの事務局の説明について、何か質問ございますでしょうか。御質問ないようですので、以上で報告（２）を終了いたします。

● 報告（３）その他の報告について

(会 長)

それでは次に、報告（３）その他の報告について、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の方、横須賀市事務局の方は説明席に着席お願いいたします。

(横須賀市事務局)

横須賀市介護保険課、茂木と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、三浦半島高齢者福祉事業所から宮川代表と事務担当の藤井さんが同席しております。

よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

まず、今回の報告に至った経緯を説明させていただきます。

三浦半島高齢者福祉事業所について、従業者の方から、運転者の資格要件である福祉有償運送講習、セダン型講習の受講をする前に福祉有償運送の運転業務を行っているとの情報提供がありました。

その情報に基づき、事業所を訪問し、事実確認を行った結果、一部の運転者が資格取得前に運転業務に従事していたという実態を確認いたしました。

神奈川運輸支局に確認したところ、上記実態は登録の拒否に当たるほどの欠格事項とは言えないということでしたが、市に指導権限はないのですが、運転者の資格要件を満たさずに業務を行っていた状態というのは適切ではないと判断しまして、今回の運営協議会において事業所から実態と現在の状況について報告するよう依頼したものです。

事業所での現地確認実施日は令和５年７月１０日、それから令和５年１１月２０日に現地で確認を行っております。

併せて、本日資料にはありませんが、本件のほかに、持込車両の登録をせずに業務にその車両を使っていたという情報が新たにありまして、この未届けの持込車両の件についても、実態と現在の状況について事業所から御説明を申し上げるということで、本日お時間をいただいております。

(事業者)

三浦半島高齢者福祉事業所、事務担当の藤井と申します。

まずは、このたびは、このような事態を招いてしまいまして誠に申し訳ございませんでした。

まず、状況の説明といたしまして、令和4年の4月頃から9月までの期間、運転者の資格がない者が運転業務に従事しておりました。

運転者の資格がないまま運転業務に従事していた理由といたしまして、令和4年3月末日で、それまで5年間ほど管理者を務めていた職員をはじめ、車両の管理を担っていた職員など、合計4名もの職員が一斉に退職いたしました。

新たに管理者を立てて事業の運営を行っておりましたが、前任者との引継ぎが十分にできず、新たな管理者が福祉有償運送の運転者の要件をよく理解しておりませんでした。

当事業所では、業務に必要な資格については、研修受講費用や研修会場までの交通費を法人で負担するなど、資格取得の後押しをしております。

当法人では、研修費用の負担額を管理する観点から、理事が資格取得の後押しを最終的に判断しております。

管理者を変更した直後は、運行スケジュールを管理する管理者と資格取得者の情報を把握してきた理事とで、情報共有などの連携がうまくなされておりませんでした。

その状態の中、管理者を中心に運行スケジュールを作成する際に、運転者の資格取得の有無の確認が不十分となっております。

結果、運転者の資格がない者を運転業務に従事させてしまいました。

こういったことも踏まえまして、今後については、既に対応をしているんですけれども、令和4年9月に理事、管理者、運行管理の責任者、サービス提供責任者とで、その時点の事業所職員の資格取得についての確認・整理を改めて行いました。

事業所職員の資格取得についての確認・整理は、常日頃から管理者が中心になって継続的に行っていきませんが、今後は理事、管理者、運行管理の責任者、サービス提供責任者とのさらなる連携強化を図るため、2か月に1回開催される理事会には、理事以外にも管理者、運行管理の責任者、サービス提供責任者が適宜参加し、職員の資格取得状況の情報共有を行っていきます。

また、職員の新たな資格取得の情報は掲示や回覧などで逐一全職員に周知し、職員同士でも資格の有無の確認ができる環境づくりであるとか、管理者以外の職員から管理者に対して気軽に（誤りが起きる前に、事前に）忠告ができる雰囲気づくりを行ってまいりたいと思います。

先ほど茂木さんからも御説明があったように、新たに未登録の持込車両を使用していたということなんですけれども、昨年11月の段階でいま一度車両の確認を行いまして、既に届出を出している状況であります。こういったことがないように、今後ともチェック体制であるとか管理体制をしっかりしていこうと思っております。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま横須賀市の事務局の方から、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の報告事項について説明がございました。本件について質問がございますでしょうか。

市川委員、お願いします。

(市川委員)

今、横須賀市さんの御説明で、事業者の方から情報提供があってというお話がございましたが、横須賀市のほうにあったかどうかは僕分かりませんが、内部告発があったというふうに聞いておるんですが、それは違うんですか。

(横須賀市事務局)

おっしゃるとおり、内部告発になります。

(市川委員)

そのことを、事業者からの情報提供ということでおっしゃったということ。

(横須賀市事務局)

はい。

(市川委員)

分かりました。

内部告発の内容では、幾つか問題点が御指摘があったのではないかと聞いていますけれども、今の無資格運転者のほかに複数者の乗車、これは前回の協議会で協議が調ったことになっておりますけれども、それ以前から複数乗車があったのではないかとこととか、それから、障害者じゃない、会員の方じゃない方を乗車させていたのではないかと聞いています。

るんですけども、その辺はいかがですか。

(横須賀市事務局)

複数乗車のところについては、先だって変更届をして、調っているところでは。

(市川委員) それ以前にあったかどうかという。

(横須賀市事務局)

それ以前にあったか。

複数乗車という実態はありました。

で、そこについては、速やかに届出をとということで届出をしていただいたところでは。

あと、対象ではない方を乗せていたということは、告発の方の誤解でして、要件のトに当たるその他障害の方ということで該当されていた方ということで、そのことを御存じなかったのも、対象ではない方というふうにおっしゃっていたということが分かりましたので、この場では御説明は省かせていただきました。

(市川委員)

三浦半島高齢者福祉事業者さんは、僕の記憶では、この協議会で一番初めに協議が調って、第1号でこの事業を始められた団体だと思いますし、非常に、そういう意味では、模範になるような事業所としてスタートを多分されたんだろうというふうに思っていますし、そうあってほしいなと思って今までずっと見てきました。

それで、運賃にしても非常に良心的で、何か大きな問題を起こしたわけではなく、模範的な事業所としていいスタートが切れたなというふうに当時思っておったんですが、今回のことというのはすごく、偶然起きてしまったことではなくて、管理者が幾ら変わっても何しても、運転者要件の資格要件というのは表示しなきゃいけないし、きちんと管理されているということがもう当たり前だと思うんです。

それから、複数乗車にしても、何のために協議会で運転者を1人ずつチェックしているのか、それから複数人乗車のことをここに届け出たのかというその重要性を考えると、僕はすごく悪質なんだろうなというふうに感じてしまいました。

ですから、今、事業者の方がお話しございましたけれども、協議会がやっている意義というのも十分考えていただかないと、全部が全部国交省でできないこと、あるいは行政でできないことを、代わりに僕たち

チェックしているわけですので、そうしたチェックを軽視していただきたくない。

協議会に対してもう少しきちんとした真摯な態度を持って届出をしていただきたいし、運営していただきたいというふうに改めて思っています。

ですから、今回は運輸局のほうで、先ほどお話の中で、重大な違反行為ではないというふうな御判断をされていますので、そこに異論はございませんけれども、協議会の一委員として僕は、すごく重大な違反なんだろうなというふうに思っています。

これは、前回更新のときに、きちんとやはり僕はそれなりにチェックをしたいというふうに、責任がありますので思っていますけれども、横須賀市さんのほうで恐らく、告発があった1か月後ぐらいに現地調査をされて、第1回の協議会でも第2回の協議会でも何の報告もなかったと思うんです。

それで、もう1回、11月に訪問をされたというのを今お伺いしたんですけれども、やはりもう少し協議会に対して横須賀市さんのほうも情報をきちんと提供していただかないと、協議会として何も知らない中で、前回、複数人乗車を調べちゃったわけですよ。

それ、知っていれば調べないんですよ。そうしたことがありますので、やはりきちんとした報告をしていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

(横須賀市事務局)

御指摘、御意見ありがとうございました。

状況についてはちょっとすぐに御報告できない点もありまして、こちらの動きが悪くなった、御報告が遅れたというところは大変申し訳ありませんでした。

また今後もこのようなことがないように、市も確認をしっかりとしていきたいと思えます。ありがとうございます。

(会 長)

ほかに御質問、御意見等ありますでしょうか。

(菊池委員)

よろしいでしょうか。

(会 長)

はい。

(菊池委員)

まず、この場は福祉有償運送運営協議会の設置要綱に基づいてやっ  
ていてよろしいんですよね。

地域公共交通会議のルールではなくていいんですよね、まだ現段階  
では。

(新井委員代理)

地域公共交通会議で一応つくられたという形にはなっています。

(菊池委員)

取りあえず運協の設置要綱でいくと、目的として、「道路運送の規定  
に基づき、福祉有償運送の適正な運営の確保を通じ」というのが一番最  
初にある。

今市川委員のおっしゃったところは、適正な運営がなされているの  
かというのを協議会で更新時にチェックをしているわけですがけれど  
も、正しくない申請をされて、それをそのまま、横須賀市がチェックさ  
れて出ている資料に基づいて我々は協議をしているので、信じざるを  
得ない。

その資料がちゃんとできていない、あるいは、抜けている、見落とし  
ているということであれば、協議会の運営そのもの、協議を調うという  
形にならない、適正な運営の確保ができないということになるんです  
よね。

市川委員の言ったことはそういうことです。

これは、発生しているのがそれだけ前にもかかわらず、前協議会のと  
きに変更の報告だけかけて、そのときは変更の報告だけだった。

実態の報告がされてなくて、今回初めて実態報告が出てきた。

かつ、あけているうちに、内部告発者の情報とか入れていくと、今日  
の報告にもないものが出てきています。

報告は運転者の資格のことだけですけれども、それ以外にも複数乗  
車の問題とか、あと、旅客の対象が、障害者ではなくて、その他のハと  
いう項目になる人だった。

これについても、本来はその名簿を出していただいて、協議会である  
種チェックしていますよね。

それは前回以降変更ないんですか。

内部告発者の勘違いということですがけれども、こういうふうになっ  
てくると、今まで出てきている資料をそのまま信じていいのかという  
ところに引っかかってきちゃいますし、その他の障害等の方について

は、一応、「協議会において運送の対象とすることが適当であることについて確認をされる」というふうになっていますけれども、確認なしでいっているとするとちょっと違いますよね。ルール違反になるんでしょうかね。

そこら辺が分からないので、これ、実態の報告をしていただいたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

少なくとも、正しい申請、報告がなされているかどうか、ここで引っかけちゃっているんで、ある種のきちんとした調査をして、運営協議会に実態の報告をされるべきではないかと思います。

提案ですね。よろしくお願いします。

(会 長)

ありがとうございました。

事務局のほう、いかがでしょうか。

(三浦市事務局)

御提案ありがとうございます。

実態報告につきましては、事務局案としまして、委員の方にお諮りをして、実態報告を提出していただくというふうな議決となれば、期限を定めて、少なくとも令和6年度の第1回の運営協議会前までにということ、実態の報告書を上げていただくというような御提案でお諮りしたいと思うんですけども、お諮りしていただいてよろしいでしょうか。

(会 長)

今、事務局のほうからの御提案ありましたけれども、この内容でよろしいでしょうか。

市川委員。

(市川委員)

福祉有償運送のガイドラインの中に、運転者の資格要件に関わる遵守が適正に行われているかどうかというのは、一般監査の対象になる項目になっています。

ですから、関東運輸局神奈川運輸支局のほうに呼出しを受けて、そして審査を受けると、調査を受けると、監査を受けるということの対象になる項目だと僕は思うんですが、支局の方はいかがでしょうか、その辺は。

(新井委員代理)

神奈川支局の新井です。

自家用有償運送の登録についても、事業者に対して行政処分を行う基準はもちろんございまして、違反した場合は業務の停止、登録の取消し、これに至らないものは警告とするというふうに基準がまずございます。

もちろん、こちらの支局のほうで、こういった情報がある中で、監査を実施して、実態調査するというのもできなくはないんですが、一旦この協議会で三浦半島高齢者福祉事業所さんも協議を調えた上で行われているところですので、まずは、支局のほうで調べるというよりは、この場で、実態の報告を速やかに、書類等いま一度確認いただいて、調べていただいたほうがいいかなと思います。

(会 長)

ありがとうございます。

どうぞ。

(市川委員)

本来はそうだと思うんですが、きちんとした書類が協議会に出ない以上は、これはもう行政の手に委ねて監査をしていただくしかないと思うので、支局の方の御見解を聞いたんですけども、こちらからも、協議が調ったのは、偽った書類での協議の調いなんですよ、正直申し上げて。

その時点、令和4年ですから、もう既に偽りの書類で申請されているんですよ。そうしたことが今判明したのであれば、協議会ではなくて行政の監査の領域になるのではないかなというふうに僕は思ったので、ちょっとお伺いしてみました。

そうではないということで、改めてこの協議会にきちんとした書類を出していただくと。

出していただいた書類がきちんとしたものなのかどうなのかを調査してもらいたいということですよね。

その辺の調査をどのようにするかというときに、横須賀市さんでも立入調査をしたところで、ある程度限界があるという中で、ここは運輸支局さんの出番なのかなと僕は思ってしまったもので、そういうふうに言いました。

そうではないとなると、僕らでやるしかないんであれば、僕らは僕らで、出てきた書類を信じるしかないということですよね。

確認させてください。



(会 長)

今、事務局のほうから、実態の報告をこの協議会で行うという御提案がなされましたけれども、そういった形でよろしいでしょうか。

(菊池委員)

ごめんなさい。

さっきその発言を受けて、まず調査をして協議会に報告を求めるといふ流れについては異論はなくて、確かに監査の重点事項に当たってまいります。

最終的には、福祉有償運送の許可ですかね、支局がされる。

まずは協議会で報告を受けて、皆さんで御協議いただいて、もし、運転者の要件に関わる規制の遵守がなされていないという事実があったら、監査といっても要は調査ですから、その監査をした上で処分があって、いきなり処分じゃないので、まず協議会、その内容があったら、今度、支局の監査に委ねていくことになると思います。

もし、これから、最悪といいますか、悪意なりそういったものが出てきた場合はそういう手順に進むという中で、まず第一歩が協議会に調査報告を求めるといふことであれば、それについて進めていただきたいと思います。

意見ですかね。ちょっと、その後のことはここで決めることじゃないんですか。

やっぱり本来はそうなるべきかなと思います。

市川委員の意見を受けて、協議会でできることはまず調査。

協議会に報告を求め、調査すると。

調査するために報告しろというかな。

そこをまず第一歩。よろしくお願いします。

(会 長)

ありがとうございました。

では、まず調査のために正しい内容のものをこちらのほうに実態の報告をするといふことでよろしいでしょうか。

期日的なものはどうしましょう。

(三浦市事務局)

少なくとも悠長にやっている場合ではないとは思いますが、令和6年の第1回の協議会の前には提出をいただいて、皆さんに御覧をいただいて、第1回のときに協議ができるような、しっかりした報告書を

御提出いただくと。

その事務的なやり取りにつきましては、各市町の事務局間で調整を図って、実際は横須賀市の事務局さんが三浦半島さんとやり取りをするような形になると思いますけれども、いつまでの期限だとかいうのも、次回の当番市町は葉山町になりますが、もちろん三浦市が今回第3回目でこのような実態報告の提出の協議会からの求めを受けましたので、引継事項としてきちんとしながら、6年度の第1回までにはきちっとしたものを御提示できるようにスケジュールとしては考えたいと思います。

(野間委員)

菊池委員に確認をしたいんですけども、今回そういうことで出てきて、実態報告が協議会のほうになされるということは、これは再審査するということですか。

過去のやつは審査して承認したけれども、疑義があったわけですよ、不正があった。

ですから今回、実態をちゃんと調査してもらって、明らかになったもので再審査をするという形という意味でしょうか、この協議会で。

(会 長)

菊池委員さん、いかがでしょうか。

(菊池委員)

まずは実態調査です。

で、本当に悪意なり不正、間違っているものがあるのであれば、今度は何らかの処分というものがあるわけですね。

その処分の中に、取消処分とか、我々でいうと車両停止処分とか、そうなってくると監査という手順に行くんですけども、協議会は更新の申請が調ったということで、それを受けて支局は許可しているわけですから、最悪、おっしゃるとおりそこまで遡る可能性もあります。

中身次第じゃないんですか。

だけど、一回協議が調ったものを取り消すという手順ができるのか、すみません、そこまで、今後の処分の展開まで考えていませんし、申し訳ないですけど、処分をするのは我々ではないので、そこは事務局なり国なり県の指導を受けて、今後どういう展開に進んでいくのか。

それぞれ役割があるじゃないですか。

協議会としてはやっぱり、事実の判定までは最低すべきでしょうし、事実が分かったら支局に上げて、支局に委ねるのが一つの手でしょう。

支局のほうで、最悪、取消しとかいろんな処分の段階があると。  
我々緑と違うので、どういうのか分からないんですけども、まず  
我々にできることは調査だと思いますよ。

そういう意味で御提案をしました。

(野間委員)

確認できましたので、事務局のほうで、調査があつて、どういう手続  
でどうなってくるんだというのは、よく運輸局ともお話ししていただ  
いて。

そもそこの協議会の在り方、権限、審査の承認、私もちょっと素人  
でよく分かりませんが、そこの辺りを整理していただいて、今回  
の案件がどういうルートに乗って、どういう判断をして、最終的に協議  
会として認めていくんだというところは、ちょっと事務局でしっかり  
調べていただかないと、私ども委員として、採決でもないので、そこを  
含めて御報告をしていただければと思います。

(新井委員代理)

関東運輸局の新井です。補足にはなるんですけども、令和5年  
10月1日に改正がありました通達のほうで、「地域公共交通会議に関する  
国土交通省としての考え方について」という文書がございます。

そちらの7番のところ、「申請処分後における主宰者の役割」という  
項目がございます。抜き出して申し上げますと、「主宰者は利用者等  
からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、輸送の安全  
の確保等を通じ適切な運営を確保するために、地域公共交通会議（今こ  
ちらの場です）の構成員に通知するとともに、地域公共交通会議で対応  
を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

地域公共交通会議において必要な指導を行ったにもかかわらず、協  
議が調っている事項に関し、一般旅客自動車運送事業者又は自家用有  
償旅客運送者がこれに従わない場合や、相違した運行を行っている  
との通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるもの、  
死亡事故等の重大事故等の発生の連絡を受けた場合は、主宰者は管轄  
する運輸支局に連絡を行う等、相互に密接な連絡を図り対応を協議す  
るものとする」という記載がございますので、基本的には、まずは地域  
公共交通会議（運営協議会）において対応を協議して、必要な指導を行  
うというような流れになります。

先ほど横須賀市事務局から一旦のご報告をいただきましたが、今後  
実態報告をしていただく中で、引き続き協議会の場でも対応を協議し  
ていければいいのかなと思います。

	<p>以上です。</p> <p>(会 長) ありがとうございました。</p> <p>(野間委員) そうすると、今の発言の中で、協議会が指導するという言葉が出てきましたよね。指導ができると。</p> <p>(新井委員代理) 協議会で対応を協議して、必要な指導を行うことはできますね。</p> <p>(野間委員) その辺の法文と併せて、次回、ちゃんと皆さんで共有しておいていただいて、それで、その情報を持ってどういうふうにしていくかというのを判断しないといけないので、やっぱりそういう制度的なところも含めてちょっと御説明しておいてもらわないと、多分、皆さん違う意見の持ち合いの中で、違うレベルのところでは判断するとまずいと思いますので、そこを整理してまた次回提示してください。</p> <p>(三浦市事務局) 野間委員からの御意見いただきました。 事務局として、制度的あるいは手順的なものを含めて、そういったところを整理し、また実態報告を求めていくということで対応したいと思います。</p> <p>(会 長) では、次回の令和6年度の1回目のときに、今回の実態調査の報告を……。</p> <p>(三浦市事務局) その前までにです。</p> <p>(会 長) その前までに。で、この場でまた諮ってということ。</p> <p>(菊池委員) 協議の追加。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(会 長)

はい、分かりました。  
そのほか、よろしいでしょうか。

(野間委員)

もう1個だけいいですか。

さっきの、5割を8割とかいうのを情報提供してほしいという、歩さんからありましたけれども、で、事務局は検討すると言っていたんですが、あれがよく分からないんですけども。

この協議会で情報提供をするというのが、どういうことなのかよく分からないんで。

先ほどの方は、何か、相模原とか横浜はちゃんとやっていらっしゃいますよなんて言っていたので、その辺、情報提供を具体的にどういうふうにしてやって、どこの人に情報提供が行き渡っているんだというところをちょっと御検討しておいていただかないと、この協議会のメンバーはこのメンバーでしかないんで、協議会を受けてそのメンバーの中の行政体が各事業者に通知を再度、こういうのが出ていますからとお願いをするのかどうかとか、具体的にちょっとお知らせいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(三浦市事務局)

情報提供の在り方というか、方法、ルートについても整理したいと思います。ありがとうございます。

(菊池委員)

いいですか。

(会 長)

はい。

(菊池委員)

三浦半島福祉事業所さんの件は終わりでいいんですよ。次の議題に移っている。

(会 長)

はい。

(菊池委員)

これで三浦市さんは終わりですよ、今回で。

今度から葉山町になるんでしたっけ。

なので、事務局入替えのタイミングで本当に大変なんですけれども、福祉有償の運営協議会の旧法といいますか、旧制度の中でやっているんですが、去年から地域公共交通会議の位置づけに取り上げられたり、タクシー運賃の50%が80%とか、大きく変わっているところがいっぱいあります。

恐らく次の会議のときには、その辺の通達とかいうのも調べてくると思うので、過去、何年かに一度は、委員に対する勉強会、レクチャーみたいなのがあって、私自身も福祉有償運送運営協議会と地域公共交通会議の違いが理解できてはいないです。

なので、次の事務局にお願いなんですけれども、しかるべきタイミングで委員に向けてのレクチャー、勉強会、30分でも協議会前に時間を取っていただいて、どこかでやって。

制度が大きく変わるタイミングになってきているので。

これ、提案です。引継ぎにもなりますけど。ひとつよろしく願います。

(会 長)

ありがとうございました。

では、以上で報告(3)を終了いたします。

## ● その他

(会 長)

次に、その他に移りますが、事務局から何かございますか。

(三浦市事務局)

2点ほどございます。

まず1点目でございますが、今菊池委員さんからもお話がありましたとおり、本日をもって今年度予定しておりました横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会の日程は全て終了となります。

皆様の御協力のもと1年間当協議会を受け運営できましたことを、まずは心よりお礼申し上げます。

来年度につきましては葉山町さんが事務局になりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

2点目でございます。委員の皆様の任期の件でございます。横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱第7条によりまし

て、委員の任期は2年とされており、皆様には令和4年4月1日から令和6年3月31日までということで委嘱をさせていただいております。2年間多大なる御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

改めまして、令和6年4月1日からの委員委嘱についてですが、神奈川県の方から既に関係団体に依頼していただいているところもあるかとは存じますが、市町から選出の団体等につきましては、改めてこちらから御依頼をさせていただきますので、よろしくお取り計らいいただければと存じます。

事務局からは以上になります。

(会 長)

委員の皆様、御意見、御質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、以上でその他を終了いたします。

● **閉会**

(会 長)

以上で、本日の会議の案件は終了しました。事務局から何かありますか。

(三浦市事務局)

特にごいません。ありがとうございます。

(会 長)

それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回の運営協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。